

# 第 23 回 協 議 会

(平成 16 年 2 月 25 日開催)

## 会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 3 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 2 月 2 5 日

開催場所 プラザ西伯 会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭  
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓  
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫  
橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 板 秀樹 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦  
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃  
合併推進室主事 前田智恵子 西伯町総務課長 藤友 裕美  
会見町総務課長 米原 俊一 西伯町町民生活課長 前田 和子  
会見町町民生活課長 赤井 安男 西伯町健康福祉課長 松原日出雄  
会見町人権施策課長 岡田 好弘 会見町福祉保健課長 檀田 明美  
企画政策課主幹 景山 毅

(開 会 9時05分)

奥山室長 皆さん、おはようございます。ただいまから西伯町・会見町合併協議会第23回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様のお出席状況ではありますが、亀井委員、西伯町の板委員、そして磯田委員、それから会見町の宇田川委員が欠席でございます。宇田川委員と磯田委員は後ほど来られると思うわけではありますが、したがって現在、委員17名のうち13名の方が出席でございます。本協議会の会議の成立要件ではありますが、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定によりますと、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することといたします。

それでは、日程に従いまして本日も進めさせていただきたいと思っております。

まず、会長のあいさつではありますが、坂本西伯町長よりごあいさつをお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

坂本会長 皆さん、おはようございます。

すっかり春らしい日差しの朝を迎えましたけれども、きょうは西伯町・会見町合併協議会の23回の会議ということで、早朝から大変御苦労さまでございます。

先般の22回会議以降、2月の18日には両町の議会議員さんに対しまして今日までの経過の説明と、そして来る3月議会で議決、決定をいただく予定の議案の内容などにつきまして御説明をし、御理解を深めていただいたというようなことでございます。

また、新聞報道などによりますと、気高町や青谷町、また智頭町など新たな住民投票の動きもあるようでございまして、本当にこの合併というのは難しいもんだな、最後まで予断を許さないというようなことをつくづく感じながら拝見をいたしております。

それに引きかえまして、我が合併協は非常に順調に進んでおりまして、いよいよあす26日、片山知事さんをお迎えをいたしまして合併協定書に調印と、こういう運びになったのでございます。本当に歴史的な日になるというように思います。深い感慨の中で、大きな喜びをもってあすの日を迎えたい、このように思いまして期待をいたしておるところでございます。

きょうは盛りだくさんの協議事項もございすけれども、一気に片づけていただきまして、あすへの体制を整えていきたい、気持ちを高めていきたいというように思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとしたいと思います。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、私の方で説明させていただきます。

議事録署名委員の指名でございますけれども、橋谷守江委員さん、それから森岡幹雄委員さんをお願いいたしたいと思っております。

早速でございますけれども、協議事項に入らせていただきます。

1番、老人福祉業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思っております。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の3ページをごらんいただきたいと思います。

議案の第1号、老人福祉業務の取り扱いについて。新町における老人福祉業務の取り扱いについては、平成16年2月10日開催の西伯町・会見町合併協議会第22回会議提案事項第1号のとおりでございます。

前回の22回の会議におきまして提案をいたしまして、それぞれ御質問等いただいたところでございます。その中で、外出支援サービスについて利用状況というようなことがありまして、それぞれ両町で利用されておるということであります。

それから、敬老会につきまして取り扱いはどうかということではありますが、新町では1,800人ということで大きな参加対象となるというようなことで、合併前につきましてはそれぞれ従来どおり開催するというようなことでございます。

地域住民グループ支援事業の状況についてというようなことがありまして、それぞれここで対応したところでございます。

また、いきいきサロンの内容についてはどういうことかというようなことで、それにつきましても説明をしたところでございます。

また、アクティビティ・痴呆介護教室の活動はということで、健康管理センターで引き続き事業を行っておるというようなことでございまして、それぞれお答えをしたところでございまして、課題等はございませんでした。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

坂本会長 ただいま第1号議案の老人福祉業務の取り扱いについて、事務局の方から提案事項の折に御審議があったことについて説明をいたしました。

何か皆様方の方であれば、よろしいでしょうか。

特に争点はなかったというように私も記憶しておりますが、いかがでございましょうか。原案のとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第1号、老人福祉業務の取り扱いについては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号、同和対策（隣保館・児童館）業務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

奥山室長 事務局でございます。4ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号、同和対策（隣保館・児童館）業務の取り扱いについて。新町における同和対策（隣保館・児童館）業務の取り扱いについては、平成16年2月10日開催の西伯町・会見町合併協議会第22回会議提案事項第2号のとおりとするものでございます。

前回の提案につきましては1点御質問がありまして、隣保館と児童館のクラブ活動のクラブ数が同じですが重複はないかということでありましたが、これは重複はないというようなことでお答えをいたしてありまして、それ以外、課題等についてはございませんでした。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま説明をいたしました同和対策業務の取り扱いについて、御質疑や御意見をいただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますが、原案のとおり決定することに決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第3号、広域連合・一部事務組合等の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 では、議案第3号でございます。広域連合・一部事務組合等の取り扱いにつ

いてでございます。

広域連合・一部事務組合等の取り扱いについては、平成16年2月10日開催の西伯町・会見町合併協議会第22回会議提案事項第3号のとおりとする。ただし、西伯郡南部土地開発公社については、南部町発足までに岸本町と協議の上、西伯町及び会見町のみに関する事務を行うべき土地開発公社に組織を変更することとするというものでございます。

前回の提案内容につきましては、両町が関連しております一部事務組合等について検討いたしまして、これすべて現行のとおりとするという提案をいたしましたけども、当日、坂本会長の方から、南部土地開発公社につきましては岸本町の方からこの公社から離脱をいたしまして別途の対応を考えているということで、したがってこれはもう合併までに現在の西伯町及び会見町の事務を取り扱う組織に改変することが妥当であろうということとございましたので、このただし書きの部分をつけまして今回の協議事項とさせていただいております。以上でございます。

坂本会長 この件につきましては、私の方で補足をさせていただいておきたいと思いますが、岸本町さんの方から、特にこの文書などをもって脱退の申し出があったものではございません。これは立ち話といいましょうか、そういう中でお話をいただいたこととございまして、なかなか正式なものとして本当に取り上げていいのかなのかちょっと悩んだわけですが、改めて確認をしてそういうことだということとございますので、間違いのないように考えまして、このような扱いにさせていただくところでございます。よろしくをお願いします。

議案第3号につきまして、皆様方の方から御質疑や御意見はございませんでしょうか。

福田委員。

福田委員 1点だけ。今、会長の方からお話がございましたこの南部土地開発公社はこれでそうだろうというぐあいに認識はいたしますが、ただ、岸本町さんの場合、溝口との協議、調整を現在やっておられるだろうというぐあいに思いまして聞いてみておくんですが、西伯町ほか二か町清掃施設管理組合の関係ありますね、岸本町が。当然、南部町と岸本町ということになっていくのか、これを、溝口は新設になっておりますか、清掃施設。もしそうだとすれば、逆にこういうことがあり得るのだろうか。それがどうなってくるかわかりませんが、一応せっかくでございますので、もし同じようなことが出ればということと聞いておくんです。以上です。

坂本会長 それでは、この件につきましては私の方でちょっと答えさせていただきます。

溝口町は、清掃施設を改修されて現在稼働中でございます。しかし、岸本町分のごみまで焼ける機能がないということでございまして、引き続き3町の清掃施設組合にお世話になりたいという意向を担当課長さんの方から伺っております。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますが、議案第3号につきましては原案のとおり決することにしてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第4号、公共的団体の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

桐林次長 議案第4号でございます。公共的団体の取り扱いについてでございます。

公共的団体の取り扱いについては、平成16年2月10日開催の西伯町・会見町合併協議会第22回会議提案事項第4号のとおりとするというものでございます。

そのときに幾つかの表を出して御説明申し上げましたが、内容に漏れ等があるのではないかとということで再調査をいたしました。

その結果、本日の協議事項別紙で1ページから3ページにわたりまして再調査結果をお届けしておりますけれども、字句でいささかちょっと間違い等がございますので、御指摘をいただいているところでございますが、一つは3ページの教育部門、会見町の一番上、西伯町教育振興会となっておりますけれども、これは会見町の間違いということでございます。

それから、同じく一番下の富有の里音楽実行委員会となっておりますけれども、これは音楽祭実行委員会ということのようでございます。大変失礼いたしました。

こういう、そのほかにももしかしたら漏れ等ございましょうけれども、基本的にはこの私どもの今把握しておりますいわゆる公共的団体につきましてはの方針につきましては、あくまでも前回提案いたしましたように提案としては新町発足時に統合する。それができないものについても、可能な限り早期に統合する。独自の団体については現行のとおりとするということでございまして、仮にこの表に漏れておるようなものがございまして、同様の取り扱いをしたいという考え方でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

坂本会長 この議案第4号について、御質疑や御意見はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 これもちょっと抜けておるんじゃないかと思うんですが、教育部門のところの会見町側で、会見二小のPTAというのはどうですかいね。これは池野、鶴田全集落挙げてPTAに入ってますからね。全戸加入でね。あれ落ちとると思います。

桐林次長 御指摘のとおりだと思います。その会見二小の分につきましては独自のものなので、現行のとおりとするという考え方でいくという形になろうかと思えますけども、また最終の合併の調整までに整えまして、逐次確認をいただくというようなことにしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 福田委員。

福田委員 1点だけ。前回の資料の13ページでございますが、総務関連の中で、西伯町バス対策検討委員会、西伯町の場合は当然機能しておるわけですが、会見町さんにも括弧書きで書いてある同様の名称でございますけども、非常にきょうの報告事項にもありますバス対策も報告あるようでございますが、ここで書いてある性格あるいは今後の運営等について何か考え方が、ただ名称がここに載っておるだけなのか、その辺がもしわかれば聞かせておいてほしいと思えます。公共的団体の現況というところで、性格的あるいは今後の機能的なもんについてどうかということをお尋ねしておきたいと思えます。

坂本会長 事務局。

桐林次長 お答えいたします。

このバス対策の委員会につきましては、南部町発足後も引き続き現在と同様な協議が必要であろうと思っておりますので、新町の南部町としての検討委員会に衣がえということをしていただきまして、引き続き協議等行っていただくというようなことになろうかと考えております。

福田委員 それは当然そうだろうというぐあいに私も認識はしますが、いわゆるきょうも報告が後であろうと思えますが、合併するまでの間の機能的なもんは、今、何か聞きますとオブザーバー参加というのですか、評議員が、そういうようなことがある。結局、9月30日まではここに名前はこのぐあいに載っておるけども、協議をする機会がどうかという、その辺が認識がちょっと私の方が乏しいもんで、どうかということを知っているわけです。

坂本会長 事務局。

桐林次長 この西伯町バス対策検討委員会につきましては、現在、オブザーバーという形といたしますが、実質的にはこれは協議の場ということで当然御意見をいただく。会見町の方の側の御意見をいただくということで、実質的にはもう委員と同様の参加をしていただいておりますので、形としては当然会見町のそういうものが今あるわけですから、その中身を、そのこちら側からの意見をお出しいただく、委員さんと実質上変わらない形で参加していただいておりますので、新町発足まではでもそういう形でいかにざるを得ないのかなど。事実上は両町域カバーするような、コミュニティバスとか循環バス等も運営していくということになると思います。

福田委員 30日までは、再確認ですけれども、西伯町のいわゆる検討委員会というものはきちっとしてる。そこに会見町さん参加して、それは全く同等の立場で審議をして、10月1日からはそれを統合したものでいく、こういうことで理解すればいいですね。わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。議案第4号、公共的団体の取り扱いについては、原案のとおり決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

議案第5号、財産の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明してください。

桐林次長 議案第5号でございます。財産（地方債・債務負担行為等）の取り扱いについてでございます。

財産（地方債・債務負担行為等）の取り扱いについては、平成16年2月10日開催の西伯町・会見町合併協議会第22回会議提案事項第5号のとおりとするというものでございまして、その方針の内容につきましては、新町にいずれも引き継ぐということでございます。

前回提案申し上げましたときの質問等でございますけれども、住宅新築貸付事業についての額が違うのではないかと、あるいは現在この返済の原資となるべき町民からの返還の状況等はどうかというような御質問いただきました。これは後ほど担当の方からお答えさせて

いただきたいというふうに考えております。

それから、債務負担行為について、一般的になじみのない言葉ということで40番の除雪用トラックを例に挙げて、おおむね年賦というような考え方で御理解いただいたらどうかということで御説明申し上げたところでございます。

それから、土地改良区の補助金の項目が多いということがございました。これは個別の事業ごとに債務負担行為を承認いただくという実務上の手続から項目が多数になっておりますけども、内容としては全く同じ団体に対しての補助金の部分であることを御説明申し上げました。

それから、土地改良区補助金で、その内容についてどのようなものかということがございました。これにつきましても、担当の方から御報告させていただきたいと思います。

では、最初に住宅新築貸付事業の関係の説明をいたしたいと思います。

坂本会長 前田課長。

前田課長 14年度末の滞納額でございますが、御報告いたします。

西伯町の滞納額でございます。17件で4,147万3,282円。会見町でございますが、11件で1,130万4,987円でございます。以上です。

坂本会長 総務課長。

藤友課長 西伯町の総務課長です。

起債の関係で、一覧表の下にその他という項がございます、その他はどのようなものかということが御質問に出ておりました。これにつきましてお答えします。

西伯町の場合は、公有林資金をこの中に取り入れております。いわゆる公有林資金は町の方で町行造林ということで行っておりまして、その起債を発行するということと、それからもう1点は、これは県営事業で整備いたしました営農飲雑施設でございます。これが簡易水道債の適用にならなかったということでございまして、その他の項でこの資金を手当てをしておるとございまして、以上でございます。

坂本会長 説明は以上ですか。

奥山室長 会見町分のその他の分は、ちょっと今、町の方に聞いておるところでございますので、しばらくお待ちください。

(休憩 9時30分)

(再開 9時45分)

坂本会長 それでは再開いたします。

ただいま宇田川委員、磯田委員が出席されましたので、御報告をしておきたいと思います。

それでは、米原課長からよろしく。

米原課長 大変申しわけございませんでした。おわびいたします。

ただいま連絡がとれまして、その他の375万6,000円につきましては、会見町で福里団地をつくったときに町道関係での団地の中に町道事業を入れております。その起債の分類上の中で新産業都市分ということでの借り入れだということで、分類上持っていかれんからその他に持ってきたということでございまして、中身についてはその町道の新設部分の借り入れの残額ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。済みませんでした。

坂本会長 ありがとうございます。

議案第5号について、皆様方、御質疑や御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございます。

議案第5号につきましては、原案のとおり決することにしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。議案第5号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号、補助金・交付金等の取り扱いについてを議題といたします。事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 それでは、補助金・交付金等の取り扱いについてでございます。

補助金・交付金等の取り扱いについては、平成16年2月10日開催の西伯町・会見町合併協議会第22回会議提案事項第6号のとおりとするというものでございます。

この内容でございますけども、ちょっと長くなりますけども確認の意味で読ませてください。ただきますけども、既に協議された事項を除くほか、当面次の方針で新町発足後早い時期に統一を図る。なお、南部町まちづくり計画を踏まえて、補助金等の目的、効果を総合的に勘案し、公共的必然必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行うこととするというものでございます。

5項目ございまして、1番、両町で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は関係団体の理解と協力を得て組織統合を推進し、補助金も統一する方向で調整する。2番、いずれかの町のみである団体に対する補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ新町全体の均衡に配慮して調整する。3番といたしまして、両町で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は制度を統一する方向で調整する。4番といたしまして、いずれかの町のみで実施している補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ新町全体の均衡に配慮して調整する。5番といたしまして、他の補助金等と整理、統合できる補助金等については整理、統合の方向で調整するという5項目でございました。

前回質疑等はございませんでしたけども、現況を一応御確認いただくということで、今回、協議事項別紙の4ページから8ページまで、これは会見町におきましては当初予算から現在までのもの、西伯町におきましては6月補正等含めまして現在までのものということで、一応大まかではございますけど対照ができるように並べたところでございます。

大変申しわけございません、4ページのところでございますけども、ちょっと文字が切れておりまして、本日差しかえの分をお手元にお届けしておりますので、そちらの方で内容を一応御確認いただきたいと思います。

もとよりこれはあくまでも現在の状況でございまして、予算の状況でございまして、実績等がこれと数値が符合するものではございませんし、各町とも補助金等の、特に零細補助金と言われますようなものにつきましては随時見直しを行われているところでございまして、新年度の予算におきましてはまたこの内容と相当変わってくるかとも思いますけども、あくまでも方針といたしましては先ほど説明いたしました内容で御確認をいただけるかなという趣旨でございまして、よろしく願いいたします。

坂本会長 議案第6号、補助金・交付金等の取り扱いについて、御質疑や御意見ございませんか。

福田委員。

福田委員 その前に、この資料で「る」とか「する」というのがこの合併後の取り扱いの中の文言に入ってますが、意味がちょっと読めないんで。（「今さっき説明が」と呼ぶ者あり）それが間違っちゃうということですか。

桐林次長 はい、そのところが間違いだと。

福田委員 わかりました。ごめんなさい。

坂本会長 ほかにございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、いかがでございましょうか。議案第6号については、原案のとおり決定することに決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第6号につきましては、原案のとおり決することにいたします。

引き続きまして、議案第7号、一般職の職員の身分の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

桐林次長 一般職の職員の身分の取り扱いについてでございます。

一般職の職員の身分の取り扱いについては、平成16年2月10日開催の西伯町・会見町合併協議会第22回会議提案事項第7号のとおりとするというものでございまして、内容をちょっと確認のため読ませていただきますと、1番といたしまして、両町の一般職の職員は合併特例法第9条の規定に基づき新町の職員として引き継ぐこととする。2番といたしまして、職員数については新町において定員の適正化計画等を策定し、定員管理の適正化に努める。3番といたしまして、職名及び任用要件については新町発足時に統一する。4番といたしまして、給与については職員の処遇及び給与の適正化、財政の健全性維持の観点から総合的に調整し統一する。なお、新町発足時には、旧町における給与を保障するというものでございます。

前回、説明のための資料を提出いたしておりますけども、中で会見町の定数の欄の記述が不適正ではないかということで、前回訂正するというのでコメントいたしております。今回、協議事項の9ページでございますけども、そちらの方に訂正を載せております。これは西伯町の定数条例との比較上、全く同じ枠組みをつくっております関係でちょっと相違があったところもございます。会見町側で、町長の事務部局、定数56人で、西伯町側の条例ではその内訳が規定してありますけども、会見町の条例では現行規定がないということで、一応定数のところは指定なしというふうにさせていただいております。

それから、右側の5番、正職員例示ということでなっておりますわけでございますけども、これは規定のあるなしにかかわらず現況を記載しておりまして、定数73人に対しまして正職員が67人ということでございます。現員も正職員で67人という状況でございます。ということで御確認をいただけたらというふうに思います。よろしくお願いたします。

坂本会長 ありがとうございます。

議案第7号について、御質疑や御意見ございませんか。

米原課長。

米原課長 今回の9ページの職員定数のことで若干補足説明させていただきますが、吉次委員さんの指摘によりまして今回数字直しておりますが、一般会計が49と、それから特別会計が3になっておりますが、その特別会計の下の国民健康保険2名は括弧書きにさせていただきたいと思ひますし、それから介護についても括弧書きにさせていただきたいと思ひます。そうしないとそこが3名になりません。そこに職員はおりますけども、特別会計は国民健康保険の2名と、介護は特別会計でございませぬけども、その1名は括弧にさせていただきますと、特別会計で払ってる方が簡易水道が2名、農業集落排水が1名ということでの含めてのうち特別会計が3名になるということでございますので、補足をさせていただきますと思ひます。よろしく願ひいたします。

坂本会長 国保と介護の方に括弧書きしてごせということでございます。

よろしゅうございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 議案第7号につきましては、原案のとおり決することにしてよろしゅうございませぬでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第8号、合併協定書についてを議題といたします。

事務局から説明してください。

桐林次長 それでは、合併協定書についてでございます。

合併協定書については、平成16年1月15日開催の西伯町・会見町合併協議会第19回会議提案事項第1号別添を修正し、別添のとおりとするというものでございまして、お手元にお届けしております合併協定書(案)といたしておるものがきょうの別添ということでございますけども、最終的にはこの内容で協議していただいて、後ほど確認していただきます内容が最終の別添ということで御理解をいただきたいと思ひますけども、前回からちょっと変えておりますところを御説明申し上げたいと思ひます。

まず、前文でございますけども、前回の協議会におきまして幾つかいただきました御意

見がございまして、農林業の衰退、集落の消滅などがということで、これはちょっと厳しい表現ではないかということで、何らかの工夫が必要ではないかということでございました。今回お届けいたしておる内容では、農林業の衰退とともに人口の減少やこれまで集落が果たしてきたコミュニティ機能の喪失といったというような表現に変えておるところでございます。

それから、本日御確認いただきました内容に合わせて、ページ数でいきますと6ページのところでございますけども、(2)というものを追加しております。この(2)につきましては、先ほどと同内容ということで御確認をいただければというふうに考えております。

それから、前回いわゆる網かけ等してございましたところ、5番、6番、10番、それから13番の前段、それから16番、18番、ここにつきましては本日の協議結果によりまして一応御確認いただいた。それから23の(24)ということで、ページ数でいきますと14ページでございますけども、老人福祉の部分です。これも本日御確認いただいた内容というようなことになっております。

21ページのところから要検討事項ということで、まだちょっと網かけをとっておりません。ここにつきましては、前回も賛否両論いただいております、どのように取り扱うかについては本日御決定いただければというふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 まず、整理をして進めたいと思います。

46番までについては、事務局が示した原案でいきたいというように思うわけですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、46番までについては、原案のとおり決定いたします。

検討事項といたしまして47番から49番とありますが、まずこの西伯病院ですが、西伯町の例によるという簡単な書き方になっておりますが、これしか結局書けんということですね。

桐林次長 書けば切りがないということです。

坂本会長 この件はいかがでございましょうか。(発言する者あり)

この西伯町の例によるとしか書けんということもちょっと話しておいてください。

桐林次長 書けないといいますが、書くとすればまちづくり計画の方に入れておりますような災害時の中核医療施設でありますとか、もちろん新町の中核医療施設というような

ことすべて書き込むということになりますけども、事業として見ますれば、これは今の改築計画、これが上がっておるわけでございますので、そうしますともう西伯町の改築計画のとおりにするとかいう書き方があるんですけども、そこまで細かいことを書かなくても今の計画を御承認いただいたということで、これでよろしいんじゃないかということになります。

坂本会長 ということでございます。この西伯病院については、西伯町の例によるということで記載をして確認をしたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、次へ行きます。

48番、コミュニティバスの運行。交通移動制約者を始め、すべての町民の交通利便としてコミュニティバスを運行するというものです。いかがでございましょう。

塚田委員。

塚田委員 一番最初の交通移動制約者という表現がちょっと非常にわかりにくいんじゃないかなという気がするんですが、いかがなものでしょうね。

坂本会長 交通移動制約者、余り聞きなれない……。

桐林次長 逆にとってしまってもいいというようなことであれば。

塚田委員 なくてもいいんじゃないか。

坂本会長 とりますか。(発言する者あり)

そういたしますと、この「交通移動制約者を始め」を、これを削除しまして、いきなりすべての町民の交通利便としてということで表記したいと思いますが、いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 では、そのように決定いたします。

49番、審議会委員等の選任、ちょっと2つ書いてございます。1番については、議論は余地がないのではないかと考えておりますが、特に2番ですね、ここはちょっと議論が今までもありました。これでいいですか。

頭から全部排除するということではない、法令などに定めがあれば当然これはしていかないけんということですし、当たり前のことが書いてあると思います。

いかがでしょうか、こういう表記でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、49番、審議会委員等の選任については、このように決定いたします。

そうしますと、これですべてやな。

桐林次長 はい。一応、内容的には確認をいただければということで上げてございますので。

坂本会長 これがあすの協定の原案になりますので、念には念を入れて何度も見ていただいてまいりましたので、まず間違いないと思いますけども。

桐林次長、じゃスクリーンで言葉の確認だけしておきましょうか、あるいは検討を。

坂本会長 確認ですね。

桐林次長 そうです。ちょっと見ていただきたいと。

坂本会長 ほんならちょっとスクリーンに映して確認をしたいということでございますので。

桐林次長 そうしますと、今の部分はすべての町民の交通利便としてこういう事業をしていくということで御確認をいただきました。これはこれでよろしいですね。

それでちょっと、今、事務局の方で1点御確認をいただきたいとこがありまして、前文で、ここに「特徴」というのがございますけども、この「徴」の字は「長」の方がいいんじゃないかということがございました。すぐれた特徴ということで評価ということがございますけども。

桐林次長 すぐれた特徴、チョウはよい悪い両方で目立つという意味ですので、ですから……（発言する者あり）

長いというふうにこれさせていただいてよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

桐林次長 では、そのようにさせていただきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

桐林次長 そうしますと、じゃこれ後ほどの作業といいますか、この印刷等させていただきたいと思いますので、じゃこのとおりになることにさせていただきます。

以上です。これから……。（発言する者あり）とりあえず別添のとおりがきょうはちょっと間に合いませんので、委員の皆様には別添で後日に……。

坂本会長 そういたしますと、議案第8号、合併協定書については、先ほど若干文字の

修正などもございましたけれども、そういうことを含んだ原案のとおり決定することにしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第8号、合併協定書については、原案のとおり決定することに決しました。

以上できょうの協議事項すべてを終了いたします。

引き続きまして、報告事項に入らせていただきます。10時半ごろに一回休憩とりたいと思いますので、もうしばらく我慢してください。

1番、合併協定調印式の実施概要について、事務局からお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。11ページをごらんいただきたいと思います。

報告事項第1号、合併協定調印式の実施概要について。合併協定調印式の日程は別添のとおりであるということで、報告事項の別紙1ページをごらんいただきたいと思います。

日程をここに掲げております。あすの午前10時から11時ということで式典を予定しております。その後、11時から11時30分までアトラクションということで予定をいたしております。場所はこの場所でございます。

日程でございますが、前回報告しておりますけれども、若干中身に変更をいたしました。実は、立会人の署名に知事さんを予定しておりましたすけれども、両町の議長のみといたしました。この理由につきましては、地方分権の時代であり、県と市町村は対等な関係にあり、形式的な立ち会いは御辞退申し上げるというようなことでございまして、来賓のあいさつはしていただくということでございます。時間が一応1時間ということで退席されるということでございまして、それに合わせまして日程の変更もいたしております。新町の名称提案者の感謝状の贈呈式につきましては、万歳三唱の後に行うようにいたしました。また、写真撮影につきましても閉会後を予定しておりましたけれども、立会人署名の後にいたしております。というようなことでございますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

坂本会長 合併協定調印式の実施概要についてでございますが、何か皆様方の方でございませんでしょうか。

新聞などで、名称について決まってもおらん感謝状出すかちゅうやなことの照会が一度ありました。だけど合併協議会長として出すわけですから、特に問題はないというよう

に思っております。疑問にちょっと思われた方もあるかも知れませんが、ちょっと申し添えておきます。

知事さんは、万歳三唱の後お帰りになるわけだね。

こういう要領で実施してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。よろしく願います。

2番、新町発足前後の実務に関する先進事例調査結果についてを御報告申し上げます。事務局。

奥山室長 事務局でございます。12ページをごらんいただきたいと思います。

報告事項第2号、新町発足前後の実務に関する先進事例調査結果につきまして、平成16年2月12日に実施いたしました新町発足前後の実務に関する先進事例調査結果の概要につきましては別添のとおりでございます。この大崎上島町実地調査ということでそれぞれありますので、ごらんをいただきたいと思います。

2月12日、野間田助役以下、事務局長であります。両町の職員12名で調査に行きまして、大崎上島町ということで、昨年4月1日に3町が合併いたしまして新設合併になったものでございます。島の名前がそのまま大崎上島町になったものでございます。

事前に調査事項ということでその2項を送付いたしまして、その場で口頭で回答いただいたものをここにまとめたものでございます。特に質問事項の回答の5ページの方をごらんいただきたいと思います。

式典については、町を閉じる式、また庁舎を閉じる式、また新町の庁舎を開ける式というようなこともそれぞれ合併の前後にあっております。また、新町の誕生祝賀会につきましては、真ん中の方であります。慣行(町章等)の決定を待って8月5日ということで、約4カ月後に実施したということでございます。

それから、はぐっていただきまして6ページであります。町名変更等の証明書の発行ということでありますが、これにつきましては窓口に来庁された申請者のみに無料で対応しておるといことで、別添参照ということでもあります。ちょっと別添は用意しておりませんが、御容赦をいただきたいと思います。また、生活便利帳ということで、これを後ろの方に写しをつくっておりますけれども、こういうような生活便利帳ということで、手続の仕方等々を合併前に作成いたしまして全世帯に配布したということでございますので、

そういうことでございます。

それから、8ページの方をごらんいただきたいと思いますが、印鑑証明の手帳の切りかえはどうかということですが、これは有効期限がないので、来庁されたときに更新して交換もしているというようなことでございます。

それから、ちなみにこの大崎上島町につきましては、議会の在任特例はございまして2年ということでございます。それから、農業委員につきましては在任特例が4カ月というようなことございました。あわせて御報告させていただきます。

内容につきましては、その実地調査の内容を後でごらんいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

坂本会長 ただいま先進事例調査結果について、大崎上島町の調査結果を概要報告しましたけれども、皆様方の方で特に御質疑などあったら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

福田委員。

福田委員 なかなか中身を読んですりゃ時間がかかりますのでね、参考には読ませては一応いただきました。ただ、関心を持って目にとまったのは、水道の関係の料金がちょっと表記がしてありましたね、回答書の中で。事務局の案をじゃなくして、安い方に合わせたということが回答に出ておって、そういうこともあるんだなと。そういうぐあいに受けとめただけでございまして、総体的には調査結果でございますからいろいろ勉強され、またさらに今後も調査をしながらやっぱり調整方針なりまちづくり等を推進する、こういうことで私は受けとめてきたわけでございます。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

ちょっと私から1点。人口で職員を案分してと書いてありますわな。28人各支所に配置してある。総合支所方式でしょうかな。

奥山室長 はい。

坂本会長 それで、最初のところに職員については総括役があらんと事務が停滞するだ。職員管理と支所の取りまとめを職務としたということでもありますわな、支所長。

奥山室長 はい。

坂本会長 これは課長職ということですか。

奥山室長 そうです。権限については決済権限ということで、助役と総務課長の間の対

応するというので、それは金額の決済も含まれておるようですねども。

坂本会長 助役と総務課長の間ぐらいの位置づけで。

奥山室長 はい。

坂本会長 皆さん方の方で特に聞いてみたいというようなことがなければこれで終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、2番につきましては以上で終わりたいと思います。

3番、「南部町まちづくり計画」の協議結果について。

事務局。

桐林次長 それでは、報告事項第3号、「南部町まちづくり計画」の協議結果についてでございます。

本日の資料で13ページでございますけども、市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定に基づき「南部町まちづくり計画」について鳥取県知事と協議を行った結果は別添のとおりであるということで、報告事項別紙の方2ページからでございます。

ちょっと時系列をさかのぼりながら説明させていただきますけども、まず2ページでございます。協議に対する鳥取県知事からの回答、2月23日付でいただいております。ちょっと内容を朗読させていただきます。

市町村建設計画に係る協議について回答。市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定に基づき、平成16年2月13日付発西会協第51号で協議のありました西伯町と会見町の合併に係る市町村建設計画については異議はありません。ただし、鳥取県との連携事業に係る記載については、県では毎年度の予算編成過程において事業の効果や緊急性などを評価・検証した上で必要な事業を実施しているところであり、現時点で将来的な事業実施を約束をするものではありませんという趣旨でございます。財政状況非常に厳しい折でございますので、こういう趣旨のただし書きがついております。

この回答いただきました前提でございますけども、平成16年2月13日付で文書を出しております。

さらにまた一つめくっていただきまして、その前提でございますけども、4ページ、5ページのところに事前協議をした結果に基づいて変更した内容を記載しております。資料の4ページ、5ページでございますけども、まず14ページのところで「情報技術環境」と、あと「技術の利用」という言葉がちょっと稚拙ではないかという指摘いただきまして、

そこに書いてありますような「情報通信環境」あるいは「情報通信技術の利用(パソコン、インターネット等)」がというふうな書きかえをしております。

それから、同じく14ページの中で、CATVの稼働を平成22年までにということでごさいますけども、今、平成23年ということ時期が確定してあるということ、そのように変更してはどうかということでごさいます。

それから、県道福成戸上米子線の安全対策ですけども「県に要望し進めます。」ということが今ちょっと、先ほどのただし書きにもありましたように厳しいのではないかとということで「事業化を県に要望します。」ということに変更しております。

砂防関係につきましては、全体的にちょっと表現を繰り入れながら書いたらどうかということで、前段としては土砂災害を未然に防ぐためというような切り口、それで中に入って治山対策、砂防対策ということで2つに分けて書くというふうな提案を逆に県の方からいただいております、その趣旨に沿った記述に変更させていただいております。

それから、18ページでごさいますけども、絹屋、東長田、朝鍋の河川改修につきましては「単県改修事業により」という文言を入れておりましたけども、これは必ずしもそれだけでやるというものではないということで、ちょっと外した方がいいのではないかとということでその文言を外しております。

逆に28ページの騒音、水質汚濁等の対策のところでは、ここは強制的な調査権限を持って臨んだ方がいい場合がある。すなわち県の保健所と連携した方がいいのではないかとということでごさいます、その趣旨での「関係機関と協力して、」という文言を付記したところでごさいます。県の方の事前協議の結果では、その他もろもろ何々計画等を入れた方がいいのではないかとということがありましたけども、それは実際に事務レベルではどんどんやっていくことでありますし、総合計画をつくる段階で織り込めばいいのではないかとということで、最低限の変更にとどめさせていただいております。

なお、確認でごさいますけど、事前協議は12月の26日付でこちらからいたしておりまして、2月12日付でそのような先ほど申しましたような内容の回答いただいた、その結果によったこの変更でごさいます。以上でごさいます。

坂本会長 前提となるこの変更というようなことも含めて、協議結果について県知事から回答をいただいておりますという報告でごさいます。

何かございませんでしょうか。

吉次委員。

吉次委員 先ほどコミュニティバスのところで、必要ないけん交通移動制約者を削れということでしたが、やっぱりこっちのまちづくり計画の中にも交通移動制約者という言葉がついておりますけん、そういうことになるとこちらも削っていただいた方がいいのではないかと思いますし、具体的な14ページの交流基盤の整備という括弧書きしてあるところにそういう言葉が使ってある……。

坂本会長 交通移動制約者は先ほど削除したわけですけれども、14ページには残っておるということで、文言のやっぱり整理をした方がいいでしょうな。

どうぞ、御意見を。

宇田川委員。

宇田川委員 まちづくり計画と協定書の中身とは私は違っても別段、このまちづくり計画というのは、こういう中身においてそういうコミュニティバスならバスを協定書の中に盛り込むということでなされた作業ではないかというふうに考えて私はおりますんで、この協定書とまちづくり計画との差異はあってもいいじゃないかなというふうに思いますけどもね。これは深く掘り込んだ考え方をしておりますし、協定書は何か表面的なものですし、いかがでしょうか。

坂本会長 このまちづくり計画というものは、簡単に訂正がききますか。

桐林次長 いや、もうちょっと……。

坂本会長 きかんでしょう。

桐林次長 はい。先ほどもちょっと西伯病院のところで申し上げましたけども、いろんな記載をあちこちでしてありまして、そこまで書くか、あるいは総括的な記載にとどめるかということでお話をさせていただきました。

今、14ページのところにありますように、交通移動制約者の交通手段確保ということで出てまいりますけども、そのほかの意味づけもここの中ではしてありまして、そういう趣旨を合併協定書の方に総括的に書き込んだのだという趣旨で御理解いただければなというふうには思いますけども。

坂本会長 協定書の方は総括的に書いて、まちづくり計画の中にはさらに詳しく書いてあるという趣旨なんです。あえて、一緒が一番いいでしょうけど、既にこれ請願して……。

吉次委員 作業で混乱しなはあなら何だ別に……。

坂本会長 協定書の方でそういう大ざっぱなといいましようか、概括的に表現しておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようですので、以上で3番、協議結果については終わりたいと思います。

4番、西伯町・会見町循環バスの運行について報告をお願いします。

事務局。

奥山室長 報告事項の第4番でございます。西伯町・会見町循環バスの運行についてでございます。

西伯町・会見町循環バスの運行について、平成16年2月17日、別添のとおり生活交通確保に係る西部地域協議会において協議を行い、承認されたというものでございます。

詳細については、担当の方から御説明申し上げます。

坂本会長 景山君。

景山主幹 西伯町の企画政策課、景山です。この協議会の方に参加をしましたので、私の方から説明をさせていただきます。

資料の方の6ページ、7ページをごらんいただきたいというふうに思います。この先ほどありました生活交通確保に係る西部地域協議会ですけれども、西部地域で各町村代表の方と、それから交通関係者等お集まりになって、この中で新しい路線とかを協議しておかないと事業ができないということがございます。ということから、西伯町、会見町としてこういうバスを運行したいということで提案をいたしました。

その目的でありますけれども、現在、両町を直接結ぶ公共交通機関はなく、平成16年10月の合併を視野に両町の交通移動制約者の方々を初め多くの町民が公共施設、福祉施設、病院、公民館等を利用できるよう交通の利便性の確保を図るため、コミュニティバスを運行することを目的とする。2番目に、バス停、車内での語り、触れ合いによる地域コミュニティ活性化の促進を図る。ウとして、バス等の利用により自家用車削減を図り、地球環境と資源の保全に努める。エ、新町発足に当たり、町民の一体感醸成を図るということで目的として上げております。

2番で循環線の運行でありますけれども、運行開始を16年の8月1日を予定しております。イとして運行の方法ですけれども、西伯町、会見町の循環線としまして、時計回り、反時計回りを計画しております。右の地図を見ていただきますと、ここに赤で記入しておりますのが循環線のルートということでありまして、運行車両につきましては、町の方でバスを購入いたしまして3台を貸し付けるといふやな形で計画をしております。

このことについて、その西部地域協議会の方で新しい路線を開設することについて了承を得たということでございまして、詳細につきましては今後、バス検討委員会の方で詳しいものについては検討してまいります。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。

この件について、御質疑はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 この赤線の循環バスの路線図を見せていただいて、恐らくこれがぎりぎりのラインではなかろうかというふうに感じましたが、やっぱりどうしても疎外される地域というのが出てまいりますわね。会見町の方では池野、鶴田、西伯町の方で申しますと例えば山田谷方面、こういった方面の人たちがこの赤線にアクセスしていくような、これは将来の問題ですけど、方途というものも考えておかないといけないだろうかなというような感じがしておるわけでございまして、もしそういったことについて議論をするような機会でも今後設けていただいたらなというふうに感じました。

と申しますのが、池野、鶴田、私は公民館におります2カ年の間、公民館の方に通っていただいた方が池野、鶴田では御夫婦1組しかなかった。あとは全く公民館活動なんかからも疎外をされてしまっておるというような実態があり、しかもおいおいまた高齢化が進んでまいりますから、余計とその交通手段に疎外されてくるようになる。その点をひとつ要望をしておきまして、この赤線、賛成でございます。以上です。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 3台のバスの運行回数ですか、それはまだ決まってませんか。運行回数、おむね。

坂本会長 景山君。

景山主幹 運行回数につきましては、おむね今のところでは大体片側8回を想定をしております。

それと、先ほど岡田委員さんの方からありましたけども、今のところはとりあえずこの循環バスを早く運行したいということで、循環バス先行をしております。これの状況を見まして、生活不便地域でありますとかあるいは通学バス、そこら辺も含めて今後これに合わせるような形で対応していったらというふうに考えています。

梅原委員 もう1回。

坂本会長 どうぞ。

梅原委員 今回の8回はわかりますけども、反対回りも8回ということですか。計16回ということですか。

景山主幹 そうです。

梅原委員 わかりました。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 この循環バスについてはこのような状態ということと、もう一つは将来に向かっての例えばスクールバス等々の考え方、そういうこともある意味では考慮に入れて今後検討するという幅があったわけですが、もう1点はこの青い線の方ですね、いわゆる青い線の方の路線バスについて、今現在のままなのか、それともこれ循環バスに合わせながら何らかの措置というんですか、何かを講ずる考えがあるのかどうかということですね、そういうようなことを一つ聞いておきたいなと思っておるところなんですけど、どうでしょうか。

坂本会長 景山君。

景山主幹 この青い方が今の既存のバスが走っているところでありまして、ここにつきましては、当然これからもバスの協議の中で話をしていかななくてはいけないんですけども、特に会見町さんの方では天萬から御内谷のところはダブるような形にもなりますし、それから総体的にその路線バスというものの運行と、これから行いますコミュニティバスの関係がどうしても出てきます。そうしてきますと、そこら辺込みで一緒に考えていくような形になるというふうに考えています。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 はい。

坂本会長 福田委員。

福田委員 若干重複する点があるかと思いますが、御容赦をいただきたいと思います。

最初の岡田委員さんのおっしゃいました、私はこの路線バス、循環バスというのはアンケートにも示されておりますように多くの住民も要望しており、この協議会の中でも案が示されたということは非常に評価をしておるわけでございます。

そこで、確認の意味でも聞いておきたいのは、現在のいわゆる公共といいましょうか、自治体が関与するバス、これは非常に中山間あるいはこの周辺ということには従来の国や県が主導的にバスを支援をしてきた時代から大きく転換をして、逆に言うと地方自治体、県。国が関与すれば一番いいですけど、恐らく今回国は対象にならない。したがって、県

と市町村自治体が事業主体となって、それに関する利用者がいわゆる料金負担を提供してバスを整備をし利用していく、これが基本原則であろうというぐあいに思っております。

そこで、それらに対する事業計画的なものもいわゆる地域協議会、県は東・中・西部、3カ所あるわけですが、この西部地区協議会に西伯町・会見町合併協議会として申請をされ、これが認定になった。これも大変喜ばしいことであろうというぐあいに思います。そういうことについては、非常に努力に対して感謝を申し上げておきたいと思っております。

先ほど来質問が出ておりますように、この赤線部分の運行が8月1日からという、正式な言葉まではこれはどうか分かりませんが、試行運転という表現の言葉を聞いてきておりますから、例えば本当にテスト的にやってみて不足部分は改善をしていく。いろんなことを今後、一番下に書いてある中で協議されると思っておりますが、いずれにいたしましても地方自治体が主体的にやっていくということがこれからの大きな、現在は西伯、会見ですが、将来的には南部町のことになってきますから、交通というものが行政の関与する事務、生活に多大の影響を持つということは間違いのない事実でございます。したがって、これに伴っては体制整備についてはいいことですが、現状として従来民間がやっておったんですが、これは営利事業としてはほとんど山間部では成り立たないというのが実態でございます。

ですから、そこら辺の今後の運営のあり方というものを十分この下に書いてある対策会議等の中でも勘案をし、もう一つはやはり先ほど来から出ておりますように回数の問題であるとか時間の問題、あるいは空白地区の問題等に対して十分議論を進めながらやっていかんと、交通不便、空白地域なんていうのは非常に大きなエリアとかいろんなものがあるわけございまして、そうしたことを展望したときに、今、景山さんの方から話がありました、とりあえずやっという後の方が問題なんです。試行運転としてどの程度の目安を持つのか、あるいは次の段階どのように南部町地域のバス総合対策を考えていくのか、それから具体的にバス運行をやっていくための、これは担当者にいうことじゃなくして行政全般ですが、少なくとも従来のバス対策を行政が取り組んでおった以上に、今後は主管業務として、この事業主体ですから、委託に出したからもうあとはよろしいというもんじゃないと思っておりますから、管理運営等も十分連携がとれ、あるいは委託先に対してもやっぱり適切な住民の声、行政の意向を反映をしながらやっていくというのが当然であろうと思っております。その辺を改めて聞かせておいてほしいのが1点であります。

それから、2点目としては、幹線部分で特に子供の通学手段、方法を述べてきたわけで

すが、具体的に申し上げますと、清水川の子供が輸送しておる、現在の既存バスでやっておるわけですが、そこを今度循環バスが通るようなことになるわけですから、8月1日からそれらの整備をどのように協議をしていくのか。あるいはもう一方では、馬佐良の子供は福頼まで歩いて出て、あそこから学校へバスに乗った。こんな具体的なものが、即バスが通っておればそれに順応した対応をしていかなことには、やっぱり住民からいろいろ出るだろうというぐあいに思っておりますから、その部分は先行の新通学手段として変更をかけていくのか、あくまでも17年度というのが調定方針の中でも出ておったようにそこまで待たせるのか、そういうことをちょっと聞いておきたいなと思っております。

最後になりますが、この詳細、バス対策検討委員会、これは先ほど会見町さんのことも聞きまして、体制そのものはそのように今後協議をされていくということでは理解をしたわけでございますから、十分これは行政が主体的にされるんだけど、実際に先ほど申し上げます運行経費にはかなりの不足部分が出てくるわけですから、やっぱりみずからの、我々のバスなんだということで住民が利用し、ここにも書いてありますけども、要は地球環境、いわゆるマイカー規制等をやりながら環境に対するという認識も含めて考えていかなきゃならんではないかなというぐあいに思うところでございますので、それらを包含した、実質ここに住民も参加をした検討委員会というものに若干加えながらやっていただきたいな、これは要望でございます。

それから、バス3台の関係、町の所有ということで、当然です。町が補助金をもらってバスを購入するわけでございますが、先ほど時期の問題を申し上げましたが、協議事項の中では当初5台のバスをもって予算計画も発表になっておりますし、承認をしたわけでございます。

坂本会長 福田委員、一遍に長くなると何を聞かれちようかわからんようになるけん、ちょっと区切ってね、もうちょっと要約してもらって。

福田委員 強いことは求めませんけども、報告ですから、協議ならもっと言いますけど、一応その辺の考え方を聞かせてほしいということで、5台のバスの計画と、現在3台ということになっておりますから、何か聞くところによりますと宝くじのバス3台が云々という言葉もその後出てきたようございまして、それらの取り巻く環境についても若干聞いておきたいなというぐあいに思います。以上で終わります。

坂本会長 景山君。

景山主幹 いろいろ御質問があったように思いますが、中身的には、今後バス検討委員

会の中で先ほどおっしゃったようなことはまだこれから詰めていかななくてはいけないというふうに思っております。

それから、バスの5台の話ですけども、これは昨年の10月ぐらいに県の方の合併振興基金の方に申請をとりあえずの計画で出しております。いろいろ計画を組んでいく段階で、先ほどもありましたように順次運行していくという形が今の段階では一番いいんじゃないかというふうに考えています。3台というのは、宝くじという話がありましたけども、宝くじの方にも申請をしております。ただ、これは当たるか当たらないかわかりませんので、当たった場合にはいただける。当たらなかった場合には、支援交付金の方に切りかえていくというようなことを考えております。

ということで、あとの中身については……。

福田委員 具体的なことはどうせ対策会議でなげにゃ、ここで議論すべきことでもないし時間もありませんから私も理解はします。

ただ、基本的に、試行運転という言葉を使わせていただきましたけど、協議会でこれを認めてもらって、これ以外のことは難しいなんていうことは出んですな、今後。例えばさっきありましたように、例えば鶴田、池野というのが会見町さんから発言がございました。私は西伯町の立場から考えても、実際には工業団地もできてますしね、会見町の方から通勤の人があれば団地の人にも乗ってもらおうようにということ、そういうことを議論の場所には大胆に提起をして、できるできんはその協議会の中で決定すりゃいいわけですけども、そういう問題を含めて拡大の可能性はあるかないか、その地域協議会が、その辺だけちょっと最後に聞かせておいてください。

景山主幹 その話につきましても、協議会の中で検討させていただきたいと思います。

福田委員 対策協議会、ここですね。

景山主幹 そうです。

福田委員 わかりました。以上でいいです。

坂本会長 どうぞ。

三嶋副会長 運行しながら、私はコミュニティバスがいいのか、場合によっちゃタクシーがいいのか、こういうものは今後お互いが考え、それからコースも幾らか見直す、そういう世界じゃないかと思うんです。

福田委員 いいですかいね、対策協議会が、いわゆる地域のですよ、そういう弾力性のあるものなのかどうか。補助金の関係がありますんでね、県の。町村が金使うのは自分た

ちで考えて抛出すりゃいいけども、県がまたそこでそんなことということが出る可能性があらへんかという心配でちょっと聞いたわけでございます。以上、別にここで聞かんでもいいです。また協議会で議論してほしい。

いや、結局ね、利便性を高めるということは金が余計かかる。実際、調査に行きておられます、16ページ、大崎上島町の方で質問をしておられますけど、協議会でね、公共交通の実態はということで。これに対して、公共交通の実態は過疎バスがあるが利用は低調、交通問題検討協議会で検討する云々の問題まで調査をなさってるんですよね。ところが、これらを調査でこれで済んだということでは、南部町の場合は私は参考にならない問題だということだけは指摘しておきます。以上です。

坂本会長 合併の一番大きな目玉としてこの循環バスも計画しておりまして、きちんとやりたいとは思いますが、そのような調査結果もありますし、やっぱり最初から大きなことは私はしてはいけんというふうに思ってます。小さな取り組みを大きく育てるといようなスタイルでいきたいというふうに思っておりまして、いろいろ御懸念の面もありますけれども、やはりそれは皆さんの理解と協力がなければこのバス事業もできませんから、ですからできるだけ小さいところから始めるのが正しいのではないかと思ってます。これは会長の考え方ですけど。

福田委員 いや、今後十分検討していただきたい。そういう中でやりゃええと思えます。

坂本会長 この件についてはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 以上でそれでは報告事項を終わりたいと思えます。

10時半に休憩とりたいたいと思っておりますけれども、思わず長くなってしまいました、このまま惰力で閉会までいきたいと思えますので、御協力いただきたいと思えます。

6番、今後の協議会開催日程について。

はい。

奥山室長 事務局でございます。

今後の協議会の開催日程ということで、3月は1回予定いたしております。24回会議ということで、3月30日午後、会見町役場の方で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思えますが、4月以降についてはまた後ほどお知らせしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

坂本会長 あす調印式行います。歴史的な日でもありますし、長い間皆さん方にも御協

力いただいて一つの段階に至るわけでございますので、よろしく申し上げます。

皆さん方の方で特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございます。

副会長さんのごあいさつをいただきまして、きょうの会議を閉会にしたいと思います。  
よろしく申し上げます。

三鴨副会長 どうも本当に早朝から熱心な協議、ありがとうございました。

全議案承認いただき、あすはいよいよ合併調印式ということで、何か感慨深いものがございます。いろいろ町民の動きもございましたけども、ほばいい姿で調印式が迎えられないかと思っておるところでございます。

今後まだまだ正式な合併までにはいろんな問題も課題もあるかと思えます。お互いが知恵を出し、お互いの力で何とか10月1日の合併に向けていきたいもんだなと願っておる次第です。

本当にきょうは早朝からありがとうございました。

坂本会長 ありがとうございました。

終わってからでございますけれども、今ちょっと配り物をいたしますので、国際交流の講演会と両町の国際交流座談会の御案内という資料でございます。3月の6日の1時30分から総合福祉センターしあわせの大会議室で講演会が行われ、座談会も2時半から行われるということでございまして、両町の国際交流を進めるに非常に有意義な取り組みだというように思いますので、この機会にお誘い合わせの上、御参加いただきますようによろしく申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

(閉会 10時58分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員